

## 「OBD 検査準備会合」の設置要綱（案）

### 1. 趣旨

令和6年10月1日（輸入車は令和7年10月1日）より自動車の検査（車検）時に電子的な故障の有無を判定するいわゆる「OBD 検査」の開始が予定されている。

また、令和5年10月1日からは、関係者が本番と同じ環境・条件で OBD 検査の習熟・訓練を行う「OBD 検査プレ運用」を行うこととされている。

OBD 検査を円滑に開始するためには、OBD 検査プレ運用期間中に、国土交通省、（独）自動車技術総合機構（機構）、軽自動車検査協会（軽検協）、自動車整備振興会（振興会）、指定自動車整備工場（指定工場）、特定自動車整備工場（認証工場）、自動車メーカー、スキャンツールメーカー等の関係者が互いに連携して確実に準備・習熟を重ねる必要がある。

このため、今般、これらの関係者を構成員とする「OBD 検査準備会合」を設置し、各分野の準備状況を定期的にフォロー・評価するとともに、必要に応じて、令和6年10月の本格運用までに制度やシステムの見直しを行うものである。

### 2. 会合の名称

- (1) 名 称：OBD 検査準備会合
- (2) 構成員：資料1「構成員名簿」のとおり
- (3) 作業内容：
  - ① OBD 検査の準備状況の確認
    - イ 指標の確認
    - ロ 各業界、地方からの意見の聴取
  - ② OBD 検査の円滑な開始のための周知
  - ③ プレ運用中に明らかとなった課題の洗い出しと改善策の検討

### 3. 議事の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件については非公開とすることができる。
- (2) 会議資料及び議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載する。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めた場合その他正当な理由があると認めた場合には、資料又は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。